

No. 2

制 度 名	電源立地地域対策交付金 (電力移出県等交付金相当部分)	主管課名	政策調整課 調整 G		
		問合せ先	029-301-2025		
目的・趣旨	原子力発電施設等が立地している市町村及び周辺市町村における生活環境等の整備を図るため、公共用施設の整備等に必要な経費を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村 (水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、東海村)</p> <p>[対象事業] (1) 企業導入・産業活性化事業 産業基盤の施設整備、農林水産業等の近代化事業、観光の開発事業 等 (2) 福祉対策事業 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、スポーツ・レクリエーション施設 等 (3) 公共用施設の整備、維持運営事業 (4) 地域活性化事業 等</p> <p>[補助要件等] 事業主体は市町村であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費 (工事費、委託費、維持運営費 等)</p> <p>[補助限度額等] 347,284 千円/年 (市町村枠)</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
交付対象市町村 (県を経由した間接交付) ※所在市町村は、国からの直接交付		10/10	—	—	—
〔4年度当初予算額〕 予算 173,642 千円 (間接補助分のみ)		〔4年度補助対象団体〕 大洗町、東海村 (国からの直接補助) 水戸市外 6 市町 (間接補助)			
〔備考〕 経費負担割合は基本的に国 10/10 であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。					